

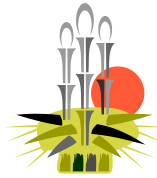


# ひだか 商工会だより

平成 25 年 1 月 31 日 (第 87 号)

## 年頭のご挨拶 会長 田中 建夫

「地域・会員へのコンサルティング機能強化」を目指します。



新年明けましておめでとう  
ございます。平成二十五年の新  
年を迎え、謹んでお慶び申し上  
げます。

会員の皆様には、日頃より商  
工事業業に対しまして、暖かい  
ご支援ご協力をいただき、心よ  
り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、長  
期に亘る景気低迷に加え、東日  
本大震災からの復旧・復興の遅  
れや原発問題、緊張の増す国際  
情勢など様々な困難な課題に直

面し、混迷の度合いが深まった  
一年となりました。

加えて、少子高齢化や自然災  
害における防災対策等、日本経  
済における課題は山積みと言え、  
昨年末の政権交代により、日本  
経済・北海道経済そして地元経  
済の下支えとなる経済対策に期  
待するところであります。

そうした中で、唯一、明るい  
話題とも言えるのは、昨年十二  
月に発表されました一年を象徴  
する漢字「金(きん)」の根源で  
ある、ロンドンオリンピック・  
パラリンピック、ノーベル賞等  
における日本人の活躍による多  
くの方々の頑張りとお勇気に励ま

され、耀く希望の光を見出  
すことができた一年でもありま  
した。

本年も、明るい話題に満ちた  
希望ある年になることを願うも  
のであります。

商工会は、小規模事業者の経  
営改善や発展を支援する事業  
(経営改善普及事業)を実施し、  
地域コミュニティの維持・発展  
に向けた施策等の実施に取り組  
み、地域の町医者として「**地域・  
会員へのコンサルティング機能  
強化**」の発揮による、効果的な  
事業執行体制を整え、地域産業  
の振興に貢献していかなければ  
ならないものと考えます。

また、昨年まで四年間(回)の、  
日高町の多大なるご支援をいた  
だき、会員事業所含めた商店街  
の活力増進と消費拡大を目的に  
実施した地域振興事業でありま  
す、「プレミアム商品券発行事  
業」につきましては、昨年「日

高町スーパープレミアム商品券」発行事業を実施し、「地域のお金は地域に消費する」をスローガンとして、購買への一助と地域経済への活性化が図られたものと思います。

今後の地域振興事業につきましては、引き続き行政への支援要請を行い、地域経済発展に寄与できるよう検討して参ります。

また、本年の干支は巳年ではありますが、巳年は「実を結ぶ年」と「転機の年」とも言われ、ある意味、今までの経済環境から脱皮し、昨々までの困難や試練を成長の種に変え、力強い花を咲かせ、豊かな実を結ばせる、そのような転機の一年となるよう、会員の皆様とともに役職員一同「地域社会に貢献する商工会」を目指し、会員事業所に支持される組織づくり、そして会員に向けた情報収集とあらゆる提案型による情報提供に発信を積極

的に取り組んで参りたいと思っております。

更には、地元基幹産業の軌軸でもある、「ホッカイドウ競馬」は、会員をはじめ地域の皆様のご支援により、昨年の発売実績は、対前年比及び計画比ともにクリアすることができ、商工会として、今後も地域団体や自治体との協働による支援事業を実施し、各種支援策を講じ地域経済の発展と観光地としての掘り起こしに向けた施策を提唱して参りたい。

経済は決して楽観視できない状況にありますが、会員並びに地域から求められる存在となるため、組織の充実と効果的な事業執行体制を整備し、地域産業の貢献に邁進していきます。

最後になりましたが、会員の皆様のご健勝と事業の益々のご

繁栄をご祈念申し上げ年頭にあたってのご挨拶といたします。

工会までお問い合わせください。

## 源泉徴収税額票が

### 変わります

#### 源泉税に復興特別所得税

平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間の生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収することになりました。この復興特別所得税は源泉所得税と併せて法定納期限までに納付しなければなりませんので、給与等からの源泉所得税を徴収する場合は、**平成二十五年分の源泉徴収税額票を使用して下さい。**

平成二十五年分の源泉徴収税額票は、税務署から送られてくる「年末調整関係資料」の封筒の中にあります。不明な点は商

## 法人道民税・法人事業税

法人道民税・法人事業税の課税事務については、現在、全道の同号振興局、振興局、道税事務所で取り扱っておりますが、**平成二十五年四月一日から札幌道税事務所税務管理部で取り扱うこととなります。**

申告書等について、札幌道税事務所提出できない場合は、これまでどおり最寄りの総合振興局等に提出することができま

す。また、証明書の申請や納付のご相談は、これまでどおり最寄りの総合振興局等において受け付けます。

詳しくは北海道総務部財政局税務課課税対策グループ  
電話〇一一二〇四 五〇六二